

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 障がい福祉課
------	--------------

実施事案名	松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	松山市第7期障がい福祉計画・松山市第3期障がい児福祉計画は、国が示す障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針等を踏まえ、障がい者及び障がい児の地域生活を支援するためのサービスの基盤整備等に係る目標を設定するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るために策定するものです。
策定根拠となる法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年3月27日（水）
------------	--------------